平成２１年（フ）第１１２８号
神戸市垂水区西舞子４丁目25番１―708号
破産者　中谷　　博
1　破産債権の届出期間　平成22年１月８日まで
2　一般調査期日　平成22年１月26日午前10時15分
平成21年11月26日
神戸地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第２９５号
和歌山県岩出市高瀬82番地の１
破産者　株式会社山本建設
1　期日　平成22年１月18日午後２時15分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年11月27日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成１８年（フ）第１１６６６号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目３番40号
破産者　株式会社テンオーコーポレーション
（旧商号株式会社ジョイクリエーション）
1　期日　平成21年12月18日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年11月26日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第１２９８号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字白川319番地３
破産者　興梠　和美
異議申述期間　平成22年１月15日まで
平成21年11月27日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第４７号
福岡県大牟田市船津町１丁目10番地５
破産者　コーホーリース株式会社
異議申述期間　平成22年１月27日まで
平成21年11月27日
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２０年（フ）第１８５号
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良509番地71
破産者　有限会社黒原建設
異議申述期間　平成22年１月27日まで
平成21年11月27日　宮崎地方裁判所延岡支部

免 責 決 定

平成１６年（モ）第９１０号
（平成１６年（フ）第９１０号）
宮崎市太田２丁目３番６号　グリーンハイツ奥野305号、開始決定時の住所宮崎市月見ヶ丘３丁目16番９号
破産者　米良あけみ
主文　破産者を免責する。
平成21年11月25日　　宮崎地方裁判所民事部

免責許可決定

平成２０年（フ）第１９２号
新潟県五泉市横町２丁目５番18号
破産者　貝瀬　康弘
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１９７号
新潟県五泉市村松乙661番地
破産者　貝瀬　廣美
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

免責審尋期日

平成１９年（フ）第１５７２０号
東京都品川区東大井１丁目３―１―302
破産者　松岡　一孝
審尋期日　平成22年２月17日午前10時
平成21年11月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（フ）第１５７２１号
東京都大田区山王２丁目12―２―201
破産者　吉田　千秋
審尋期日　平成22年２月17日午前10時
平成21年11月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７４０２号
東京都品川区北品川５丁目14―19
破産者　小林　　誠
審尋期日　平成22年３月15日午後１時30分
平成21年11月25日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第２８号
埼玉県戸田市新曽南３丁目８番８号
清算株式会社　ケイユー建設株式会社
代表清算人　木内　一宏
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（ヒ）第２１１８号
東京都足立区千住東２丁目23番４号
清算株式会社　東紙工株式会社
代表清算人　岸野　孝弘
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第１００３号
千葉県成田市飯仲42番地の２
清算株式会社　Ｖ＆Ｆエアポート株式会社
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

平成２１年（ヒ）第２０９７号
東京都品川区大崎１丁目11番２号
清算株式会社　株式会社エス・アイ・エフ
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成１９年（再）第２４０号
東京都品川区上大崎１丁目５番50号、開始決定時の本店所在地東京都中央区日本橋人形町１丁目１番10号
再生債務者　ソーコー株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成21年11月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２５０号
東京都中央区銀座８丁目５番18号
再生債務者　日栄リゾート株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成21年11月25日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２１年（再）第２６５号
東京都府中市府中町１丁目10番地の３
再生債務者　株式会社創美
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区内幸町２―２―２富国生命ビル４階　濱田法律事務所　弁護士　川瀬　庸爾
平成21年11月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２６６号
東京都府中市府中町１丁目30番地の７
再生債務者　株式会社ティー・アンド・ディー
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区内幸町２―２―２富国生命ビル４階　濱田法律事務所　弁護士　川瀬　庸爾
平成21年11月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２６７号
北海道札幌市中央区北二条東４丁目１番地２サッポロファクトリー二条館４階
再生債務者　株式会社アートフォーラム
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区内幸町２―２―２富国生命ビル４階　濱田法律事務所　弁護士　川瀬　庸爾
平成21年11月25日
東京地方裁判所民事第20部